# 那覇市立幼稚園の今後のあり方について

――「那覇市子ども・子育て支援事業計画」の実現に向けての 那覇市立幼稚園の整備・運営に関する基本方針――



那覇市・那覇市教育委員会 (こどもみらい部)

平成 27 年7月

# 第1章 方針策定の目的

平成27年4月「子ども・子育て関連三法」が施行され、子ども・子育て支援 新制度(以下「新制度」という。)に基づく取り組みが全国的に開始された。

新制度では、市町村を実施主体として、費用は社会全体で負担しながら地域の特性やニーズを踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」へ取り組むことが求められている。保育所待機児童の解消を喫緊の課題とする本市では、認定こども園(※1)の推進等、新制度の特徴を踏まえた「那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という。)を策定し、今後の教育・保育の量的ニーズとその確保方策を示したところである。

本市における就学前の教育・保育の中核を担う施設は、市立幼稚園(以下「公立幼稚園」という。)と市立保育所(以下「公立保育所」という。)であり、そのため公立幼稚園及び保育所の今後のあり方が、新制度の円滑な運用と支援事業計画の目標達成に向けた大きな鍵となっている。

一方、地方公共団体は、厳しい財政状況の中でも安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう、地域の実情に応じ、自主的に行政改革に取り組むことが求められている。本市においても厳しい財政状況を背景に、行財政改革に取り組んでいるところである。

このような状況を踏まえ本方針では、本市の限られた経営資源の中で新制度の目的を達成するため、「公立幼稚園のあり方検討チーム報告書」(平成27年3月)で提起された考え方を踏まえ、今後の公立幼稚園のあり方に関する基本的な方向性を示すものとする。

なお、公立保育所については、「那覇市立保育所の拠点(基幹)保育所にかかる機能及び整備方針」(2007年10月策定)を基本に、拠点施設への集約を進めることとする。

# 第2章 本方針の位置づけと関連計画等との関係

本市では、第4次総合計画において「なはが好き!みんなで創ろう 子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念に、「子どもの笑顔にあふれる、ゆたかな学習・文化都市」を都市像の一つにおき、新制度などの国の動向を踏まえつつ様々な子ども子育て関連施策を実施している。

具体的には保育の量的な拡充等を図るため、支援事業計画に引き継がれる「次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、複数年保育の推進等の質的な向上を図る「那覇市幼児教育振興アクションプログラム」等を策定するなど質・量ともに改善を進めてきたところである。

一方、第4次総合計画の基本理念及び都市像実現に向けては、「持続可能な行財政運営」を行政運営の姿勢・視点の一つに掲げ、「限りある経営資源を市民とともに認識し、新たな時代に向き合う「確かな力」を養い、市民の暮らしをゆたかにするために、質の高い行政サービスを提供する。」ことを理念に据えた那覇市経営改革推進計画(平成26年4月)を策定し行財政改革に取り組んでいる。

そのような中、本方針を含め子ども・子育て支援施策を実施するために必要な「人員・施設・予算」という限りある経営資源の投入については、自治体の総合的行政運営の観点から定められたそれぞれの方針等に沿う必要がある。

まず「人員」については、「中核市なは定員管理方針」(平成 26 年 4 月)において、平成 29 年度の職員数の目標値を 2,300 人程度に置き、維持することとなっている。次に「施設」については、市の保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用するための「那覇市ファシリティマネジメント推進方針」(平成 27 年 3 月)において、市有建物全体の床面積を今後 40 年間で 15%~20%縮減することを目標としている。「予算」についても、年度毎の予算編成方針において一般財源の目標削減額を設定するなど全庁的な予算縮減に取り組んでいる。

地方公共団体は、地方自治法第2条第14号において「最小の経費で最大の効果」を挙げることを求められている。本方針においても、就学前の教育施設については、本市の行財政運営の基本的方針等との整合性を確保することを前提とし、教育・保育の質を維持しつつ市民サービスの向上を図るとともに、持続可能な整備・運営を図ることとする。

# 第3章 就学前教育・保育施設の整備に関する基本的な考え方

すべての市民が子育てしやすい那覇市を実現するためには、就学前のこども 達のそれぞれの育ちに対応するとともに、保護者の多様なニーズに対応できる 多様な受け皿があることが重要である。従って就学前の教育・保育施設に関し ては、多様な施設及び事業を整備し確保することを基本的な考え方とする。

具体的には、保育所及び幼稚園などの公私の既存の受け皿に加え、新規に設置が想定される認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業などに基づく施設など多様な施設整備を推進し、支援事業計画の達成に資するものとする。

また施設整備にあたっては、「多様な主体との協働」という公私の役割分担の 観点から、法令等により認められた社会福祉法人、学校法人及び株式会社など の多様な事業者との協働(民間活力の活用)を推進することとする。

# 第4章 公立幼稚園の施設の設置及び運用方針

- (1)公立幼稚園の現状と課題
  - ①教育・保育の質
    - ア) 幼稚園教育要領に基づき、集団生活を通じて自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の醸成に力を注いでおり、「小1プロブレム」(※2) の緩和に貢献している。
    - (1) 園内研修、教育研究所での研修、各種研修など一定の研修体制を構築しているが、小規模園での研修体制の充実が望まれている。
    - り) 特別支援教育のための支援員や預かり保育を担う指導員は、一定の研修 を義務付けるなど、園内研修によりその質の確保を図っている。
    - エ)教育時間は、週3~4日は14時まで延長し充実を図っている。
    - オ)教育効果を有し子育て支援に貢献する 2 年保育は、平成 14 年度より開始 し、現在 21 園に拡充している。なお幼稚園全 99 学級 (4 歳児を含む) 中 40 学級は、臨時的任用職員が担任している。

## ②子育て支援

- ア)教育課程終了後に行う教育活動としての「預かり保育」は、平成 15 年度 より開始し、平成 26 年度には全 36 園において実施ししている。
- イ)保育ニーズに応えた午後の預かり保育の充実に関わらず、近年の女性の 社会進出や就労形態の多様化等により、保育を要する園児が就園してい る本市(本県)独特の実情から、早朝受入や午後の預かり保育時間の延 長、土曜保育に対するニーズが高まっている。また春季休業期間中の保 育に対するニーズも高い状況にある。
- ウ) 給食については、あめくみらい幼保園の1園で実施中。それ以外の園に おいても給食実施が求められている。
- エ)未就園児など在宅で過ごす子育て世帯に対する子育て支援については、 その重要性が高まっている。
- ③教育・保育施設としての管理運営
  - ア)基本的生活習慣の定着など教育的効果が高く、子育て支援にも寄与する 3年保育については、人的及び施設的な条件等から実施に至っていない。
  - イ) こども政策審議会からは、平成22年度に、管理運営に係る状況改善の必要性や園の適正規模について審議、答申が行われている。

#### (2)公立幼稚園の整備・運営方針

①就学前の子ども達の教育・保育施設の小学校への併設の継続

公立幼稚園は、歴史的経緯等から全小学校に併設されている。そのため 小学校への円滑な移行(小1プロブレムの解消)に非常に高い効果を挙げ ており、小学校敷地内に就学前の保育・教育施設が設置されていることは、 本市の特色であり強みとなっている。

また小学校区コミュニティモデル事業に代表されるように、本市においては小学校が施設・機能の両面において地域コミュニティの核となることが期待されている。また狭隘な市域において、市内全域にわたり満遍なく配置されている学校施設は、量のみならず地域バランス的にも重要な公的施設となっている。さらにファシリティマネジメントの観点からも学校施設の有効活用の推進は市政の重要なテーマとなっている。

上記を踏まえ、現公立幼稚園の施設及び機能については、就学前の教育・保育機能を有する小学校併設タイプの施設として、今後も小学校敷地に配置し、整備していくことを基本とする。

## ②公立幼稚園の幼保連携型認定こども園化

# ア)認定こども園化

幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)は、公立幼稚園の有する教育の高い質を維持しつつ、給食の提供や、土曜保育、地域の子育て支援などの機能を備える施設であり、1号認定、2号認定又は3号認定(※3)を受けたすべての子どもを受け入れることができ、現在の幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設であること。また、支援事業計画においては待機児童解消に資する汎用な施設として認定こども園を位置づけていることから、公立幼稚園については小学校併設タイプの認定こども園への移行を図ることとする。

## 小公私連携型の推進と公立型への経営資源の集約

認定こども園には、市が設置し運営する公設公営による形態(以下「公立型」という。)と、学校法人及び社会福祉法人が設置し運営する「公私連携幼保連携型認定こども園」(※4、以下「公私連携型」という。)がある。

公立型において現状の諸課題(給食、土曜保育、春休み保育及び3年保育等)を解決するためには、市の経営資源(人員・施設・予算)を集約し確保する必要がある。そのため、公私連携型へ移行を推進すると同時並行的に、公立型への人員等の経営資源の集約を行い、諸課題の解消を順次図ることとする。

## り)施設規模等に応じた認定こども園への移行

公立幼稚園の施設は、規模や増改築の必要性などの条件が園ごとに異なっている。現状の施設では、教室数などから1号認定及び2号認定を受けた子どものうち4歳、5歳児のみを受け入る認定こども園が多く想定されるが、施設によっては、3歳児の受け入れや、1号、2号及び3号

の全てをフルセットで受け入れる場合も想定可能である。そのため、認 定こども園への移行は、それぞれの条件に応じた移行を原則とする。

なお、現幼稚園施設の今後の増改築にあたっては、国の補助金等の動 向を踏まえつつ、本方針に鑑み整備を行うこととする。

## (3)公立幼稚園の公立型認定こども園移行による効果等

- ①公私連携型の推進による資源集約化に伴う効果等
  - ア)2年若しくは3年保育(教育)の実現

2 年若しくは 3 年保育については、幼稚園機能としての教育的効果が高く、待機児童解消にも寄与することから、公立型認定こども園への人的資源の集約及び施設の状況に応じて実施を図るものとする。

ただし公立型においては、当面は2年保育の全園での実施を目指すものとし、3年保育及び3号認定の受入等は、施設整備を要する場合があることから、3年単位の実施計画において財政状況等を勘案し計画するものとする。

## イ)研修体制の充実

教育・保育の質の向上に欠くことのできない研修については、職員の 集約化のメリットを生かし、集合研修の実施など研修機会の充実を図る ものとする。

り)園長のあり方の検討

認定こども園への移行後の園長(※5)のあり方については、検討を行うこととする。

- ②認定こども園化(2号、3号認定の受け入れ)に伴う効果
  - ア)給食の完全実施

公立型においても給食を完全実施する。なお、給食の供給手法(外部搬入・自園調理など)は園毎の実情に応じ決定する。

(1) 土曜保育等の延長保育の実施

公立型においても土曜保育及び早朝受け入れ等の延長保育を実施する。 なお、土曜保育等に要する人的配置は、人員の集約により捻出すること とし、園毎の実情に応じ定める。

ウ)4月1日からの受入等の実施

公立型においても切れ目のない保育事業を達成するため、原則として 4月1日受入など、保育所と同等の受入期間を確保することとする。

エ)30人学級の実現

認定こども園への移行に伴い、4、5歳児の配置基準が幼稚園基準の35対1(35人学級)から保育所基準と同等の30対1(30人学級)となるため、

きめ細かな保育が可能となる。(3歳児の場合、20対1)

#### ③その他の効果及び変更点等

## ア)子育て支援機能の充実

公立型においては、未就園児の親子登園などの現在の子育て支援の取り組みを継続することとし、拡充に向けて取り組むこととする。なお拡充に向けての取り組みは、別途計画する。

## イ)保育教諭の配置

公立幼稚園の教諭は、公立型への移行に伴い法令で定める「保育教諭」 (※6) に職名を変更する。ただし幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有 しない職員に対しては、特例措置に基づく資格等の取得を促進すること とする。

# (4)公私連携型認定こども園移行による効果等

公私連携型においては、3年保育、給食の完全実施、土曜保育、4月1日受入、30人学級及び子育て支援機能の充実など公立型と同様にサービスの向上が図れることとなり、その上で法人運営の利点を活かした運営も期待される。

教育・保育の内容については、公私連携型においても国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、公立型と同等の教育・保育が保障されるとともに、小学校との円滑な接続についても同要領により推進されることとなる。なお、小学校併設タイプという本市の強みを踏まえ、公私連携型を運営する連携法人との協定等においても、幼小連携などの本市の特色を継続できるように留意することとする。

# 第5章 認定こども<u>園移行計画の策定及び移行時期等</u>

- (1)認定こども園移行計画の策定及び移行時期
  - ①実施計画の策定

公立幼稚園の公立型及び公私連携型への移行にあたっては、施設の状況、 地域区分、社会福祉法人等の連携先の状況及び財政状況などを多角的に検 討し、3年単位の実施計画を策定し実施するものとする。なお、実施計画 は年次ごとに見直し(ローリング)を行うこととする。

#### ②認定こども園への移行時期等

移行時期等に関しては、以下のア)からエ)を目処に3年単位の実施計画に基づき実施を図るものとする。

ア) 平成 28 年 4 月:公私連携型 2 園程度、公立型 2 園程度について、先行的 に認定こども園への移行を推進する。

- イ)平成29年4月:公私連携型、公立型合わせて18園程度について、認定 こども園への移行を推進する。
- か) 平成 31 年 4 月: 認定こども園へ移行していない全幼稚園について、認定 こども園への移行を推進する。
- エ)公私連携型の園数は、公立型への経営資源の集約を図る観点等から 18 園程度を目処とし、施設等の条件を踏まえ先行実施から 10 年程度での実施を図る。

# (2)公私連携型認定こども園の連携法人の指定

公私連携型の連携先である社会福祉法人及び学校法人の指定については、 公募によるプロポーザル方式での決定を原則とする。

なお公私連携型の連携先の指定にあたっては、幼小連携や地域との繋がりなど現在の幼稚園教育の特色等を継承させることを基本とする。

# (3)諸課題の整理及び対応等

子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園への円滑な移行に向けては、こどもみらい部を中心に教育委員会をはじめとする関係部局との連携を密にし、課題等を整理し対応することとする。その場合においては、こどもとその保護者等への影響を減じる方向で対応することを基本とする。

## (4) 待機児童解消・子育て支援機能充実に向けたその他の取り組み

喫緊の課題である保育所待機児童の解消に向けては、第3章の基本的な考え方で示したとおり、多様な受け皿を必要としている。本市では、幼稚園の認定こども園化を推進しつつ、認可保育所の創設支援や認可外保育施設の認可化などの待機児童解消加速化事業に加え、小規模保育事業、事業所内保育事業及び新制度における地域型保育事業の推進など、保育所待機児童の解消に向けて、多角的かつ重点的に取り組むこととする。

## (5) 認定こども園に関する情報の提供

新制度は平成24年8月関連法制定・平成27年4月施行されており、施工後間もないことから今後も十分な周知を図る必要がある。新制度に基づく公私連携型及び公立型を含めた認定こども園への移行に関しては、保護者をはじめとする市民の皆様や教育、保育関係者に対して、必要な情報の提供を図るなど周知と理解に努めることに留意する。

# ○用語解説

- ※1認定こども園:幼稚園と保育所の機能を併せ持つと同時に、地域子育て支援機能を有する施設で、午前中の教育時間の設定とともに、保育を必要とするこども達に午後の保育を提供することができる施設である。さらに、地域における子育て支援を実施することとされており、子ども・子育て支援新制度においてその普及を図ることとされている施設である。認定こども園は保育所機能を有することから、給食の提供や早朝受入れ、午後の保育を実施することとなる。
- ※2 小1プロブレム:小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取れない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目されている。
- ※3:1号認定・満3歳以上で幼稚園教育を希望する場合(教育標準時間認定) 2号認定・満3歳~5歳で保育を必要とする場合(3歳以上・保育認定) 3号認定・3歳未満で "(3歳未満・保育認定)
- ※4:公私連携幼保連携型認定こども園:認定こども園としての運営能力を有する学校法人又は社会福祉法人を「公私連携法人」として指定し、施設を貸し付け、その管理運営について協定を締結することで、教育と保育等について本市との連携の下、法人がその運営を行う認定こども園である。このような公私連携幼保連携型とすることで、公立施設と同様の教育・保育を提供しつつ、法人運営の利点を活かした運営が期待される。
- ※5:園長資格:原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・ 児童福祉事業の経験者。ただしこれと同等資格を有するものも認める。
- ※6:保育教諭:「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。平成32年3月までは「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

平成 27 年 7 月 8 日 教育委員会会議議決 平成 27 年 7 月 15 日 市長決裁

所管 那覇市 こどもみらい部 こども政策課